

平成27年

仙南地域広域行政事務組合議会定例会会議録

第227回定例会

10月30日開会

10月30日閉会

第227回

仙南地域広域行政事務組合議会定例会會議録

平成27年10月30日(金曜日)

第227回仙南地域広域行政事務組合議会定例会 平成27年10月30日(金)

出席議員(18名)

1番 佐久間儀郎君	2番 山谷清君
3番 柄目孝治君	4番 谷津睦夫君
5番 佐藤長成君	6番 馬場勝彦君
7番 高橋茂美君	8番 管原研治君
9番 秋山昇君	10番 佐藤貴久君
11番 大沼克巳君	12番 吉野明君
13番 加藤克明君	14番 舟山彰君
15番 大浪俊憲君	16番 大宮博吉君
17番 海川正則君	18番 佐藤吉市君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

理事長	風間康静君	理事長職務代理者	滝口茂君
理事	大友喜助君	蔵王町副町長	藤齋俊君
理事	小関幸一君	理事	伊勢修作君
理事	佐藤英一君	理事	小山裕君
理事	保科雄助君	役員	間利裕君
教育長	佐藤隆夫君	監査委員	佐藤壽郎君
会計管理者	加藤弘一君	総務課長	阿部和弘君
企画財政課長	水戸卓司君	滞納整理課長	戸村壽君
介護保険課長	関場幸江君	業務課長	阿部直樹君
消防課長	佐藤義信君	次長	間定実君
管理課長	村上雅浩君	警防課長	佐々木保方君
指令課長	加藤修一君	教育次長	戸田彦君
業務課長補佐	宍戸清人君		

事務局職員出席者

事務局長 加藤雅章君 書記 佐藤盛一君

議事日程

平成27年10月30日(金) 午後3時開議

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 副議長の選挙
- 第 5 諸報告
- 第 6 第17号議案 教育委員会委員の任命について
- 第 7 第18号議案 仙南地域広域行政事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 第 8 第19号議案 平成26年度仙南地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について
第20号議案 平成26年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 第21号議案 平成27年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算
(第2号)
第22号議案 平成27年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算(第1号)

午後4時12分 閉会

本日の会議に付した事件

議席の指定

会議録署名議員の指名

会期の決定

副議長の選挙

諸報告

第17号議案 教育委員会委員の任命について

第18号議案 仙南地域広域行政事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例

第19号議案 平成26年度仙南地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について

第20号議案 平成26年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計歳入歳出決算の認定について

第21号議案 平成27年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算(第2号)

第22号議案 平成27年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算(第1号)

午後3時 開会

○議長(海川正則君) 開会に先立ちまして、御紹介申し上げます。

去る、8月9日に村田町長選挙が行われました。その結果、佐藤英雄町長が当選され、引き続き、当組合理事に御就任されることになりました。

また、同じく8月9日に川崎町長選挙が行われました。その結果、小山修作町長が当選され、引き続き、当組合理事に御就任されることになりました。

この際、両理事に御登壇の上、御挨拶を頂きたいと思います。

初めに、佐藤理事に御挨拶を頂きます。

○理事(佐藤英雄君) はい。

皆さん、こんにちは。只今、紹介頂きました村田町長の佐藤でございます。引き続き、町政運営の任を担うこととなりました。仙南地域発展のために全力で取り組みたいと思います。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。(拍手)

○議長(海川正則君) 続いて、小山理事に御挨拶をお願い申し上げます。

○理事(小山修作君) はい。

皆さん、こんにちは。只今、御紹介頂きました川崎町の町長の小山でございます。再選を許されました。元より微力ではございますが川崎町のために、仙南地方のために努力していく覚悟であります。今後共、多大なる御指導賜りますようお願い申し上げて挨拶とします。今後共よろしくお願ひいたします。(拍手)

○議長(海川正則君) これより、第227回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、理事長以下関係者の出席を求めております。

只今の出席議員は全員で、定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

本日の会議は、予めお配りした議事日程をもって進めて参ります。

日程第1 議席の指定

○議長(海川正則君) 日程第1、議席の指定を行います。

この度、白石市議会、村田町議会、角田市議会議員の改選に伴い、組合規約第5条の規定により、当組合議会議員となられました方々の議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において、1番、佐久間儀郎君、2番、山谷清君、3番、柄目孝治君、4番、谷津睦夫君、11番、大沼克巳君、12番、吉野敏明君を指定いたします。

この際、新たに議員になられた方々を御紹介いたします。8月7日付で白石市議会議長となられました佐久間儀郎君でございます。拍手でお迎え下さい。(拍手)

同じく、白石市議会選出の山谷清君でございます。

- 2番(山谷清君) はい。山谷でございます。(拍手)
- 議長(海川正則君) 9月1日付けで村田町議会議長となられました大沼克巳君でございます。
- 11番(大沼克巳君) はい。よろしくお願ひします。(拍手)
- 議長(海川正則君) 同じく、村田町議会選出の吉野敏明君でございます。
- 12番(吉野敏明君) 出戻りですけど、よろしくお願ひします。(拍手)
- 議長(海川正則君) 10月2日付けで角田市議会議長となられました柄目孝治君でございます。
- 3番(柄目孝治君) 柄目です。どうぞよろしくお願ひします。(拍手)
- 議長(海川正則君) 同じく、角田市議会選出の谷津睦夫君でございます。
- 4番(谷津睦夫君) 私も出戻りでございます。よろしくお願ひします。(拍手)

日程第2 会議録署名議員の指名

- 議長(海川正則君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により議長において、11番、大沼克巳君、
16番、大宮博吉君の両君を指名いたします。
-

日程第3 会期の決定

- 議長(海川正則君) 日程第3、会期の決定を議題といたします。
本定例会の会期は、議会運営委員会の協議の結果、本日1日としたいと思います。
これに御異議ありませんか。
- [「異議なし」と呼ぶ者あり]
- 議長(海川正則君) 御異議なしと認めます。
よって、会期は1日間と決定いたしました。
-

日程第4 副議長の選挙

- 議長(海川正則君) お諮りいたします。副議長の選挙の方法につきましては、いかがいたした方がよいでしょうか。
- 6番(馬場勝彦君) 議長。
- 議長(海川正則君) 6番、馬場勝彦君
- 6番(馬場勝彦君) はい。
- 指名推薦の動議を提出したいと思いますので、お諮り頂きたいと思います。
- 議長(海川正則君) はい。
- 只今、6番、馬場勝彦君から地方自治法第118条第2項の規定に基づく指名推選によ
られたいとの動議が提出されました。

この動議に、御異議ございませんか。（「なし」の声あり）御異議なしと認め、指名推薦の動議は決定いたしました。

○6番(馬場勝彦君) 議長。

○議長(海川正則君) 6番、馬場勝彦君。

○6番(馬場勝彦君) はい。

指名推薦の権利を私に与えて頂きますように、お諮りをお願いいたします。

○議長(海川正則君) 只今、馬場勝彦君から指名推薦権を与えて欲しいとの動議が提出されました。

この動議に、御異議ございませんか。（「なし」の声あり）

それでは、馬場勝彦君、指名推選をお願いいたします。

○6番(馬場勝彦君) はい、議長。

3番の柄目孝治議員を副議長と推薦いたしたいと思いますので、お諮り願いたいと思います。

○議長(海川正則君) はい。

只今、6番、馬場勝彦君から副議長に3番、柄目孝治君との指名がありました。

お諮りいたします。只今、指名されました3番、柄目孝治君を副議長の当選人と定めることに賛成の方は起立願います

〔賛成者起立〕

○議長(海川正則君) 起立全員であります。

よって、3番、柄目孝治君が副議長に当選されました。

只今、副議長に当選されました柄目孝治君が居られますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、副議長選挙の当選人である旨を告知いたします。

柄目孝治君、登壇の上、副議長就任の挨拶をお願いいたします。

○副議長(柄目孝治君) はい。

一言、御挨拶を申し上げさせて頂きます。

只今は、副議長の選任に当たりまして、議員各位の深い御理解を賜り、副議長に就任をさせて頂くことになりました。角田市議会議長の柄目孝治です。どうかよろしくお導きをお願い申し上げます。

実は私、20年位前に広域議員を務めさせて頂いたんですけれども、経緯がありますけれども、改めて勉強することが多くなつたんだなあということをひしひしと感じております。

改めて、自ら研鑽を深めて、議長を補佐して、広域行政の抱える宿題に対しまして、誠心誠意取り組んで参ることをお誓い申し上げたいというふうに思います。よろしくお取り計らいをお願い申し上げますと共に、心から感謝を申し上げ御挨拶とさせて頂きます。ありがとうございました。（拍手）

日程第5 諸報告

○議長(海川正則君) 日程第5、諸報告を行います。

先程申し上げましたように、白石市議会、村田町議会、角田市議会における議員の改選に伴い、議会運営委員会の委員に欠員が生じましたので、仙南地域広域行政事務組合議会委員会条例第4条の規定により、8月17日付けで山谷清君、9月28日付けで吉野敏明君、10月8日付けで谷津睦夫君をそれぞれ指名選任いたしました。

また、議会運営委員会の委員長が空席となっておりましたが、去る10月23日の議会運営委員会におきまして、蔵王町議会選出の馬場勝彦委員を選任いたしました。このことに伴い、空席となりました議会運営委員会の副委員長には、大河原町選出議員の佐藤貴久委員を選任いたしましたので御報告申し上げます。

続きまして、監査委員から監査結果の報告がありました。その写しは、お手元にお配りしておりますので、御了承願います。

次に、教育委員会から地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、平成26年度の教育に関する事務の点検評価の結果報告がありました。その写しは、お手元にお配りしておりますので、御了承をお願いいたします。

続きまして、理事長より報告があります。

○理事長(風間康静君) はい、議長。

○議長(海川正則君) 風間理事長。

○理事長(風間康静君) はい。

皆さん、こんにちは。本日ここに、第227回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私共に御多忙中のところ御出席頂き、提出案件の御審議を煩わすことができますことに、厚く御礼を申し上げます。

行政報告に先立ちまして、一言お祝いを申し上げます。

先般行われました白石市、村田町、角田市議会議員選挙に際しまして、めでたく御当選されると共に、当組合議会議員に選任されました白石市の佐久間儀郎議員及び山谷清議員、村田町の大沼克巳議員及び吉野敏明議員、角田市の柄目孝治議員及び谷津睦夫議員におかれましては、只今議席の指定を受けられ、改めまして御就任のお祝いを申し上げます。

また、只今副議長となられました柄目孝治副議長には、改めて就任のお祝いを申し上げるところでございます。今後共、御協力、御支援をよろしくお願い申し上げます。

初めに、先月発生しました関東・東北豪雨では、宮城県内においても大きな被害が発生し、被災されました方々に対し、お見舞いを申し上げます。

さて、1点目の行政報告といたしましては、この関東・東北豪雨に伴う2件の消防ポンプ自動車の事故についてであります。

先月 10 日、宮城県全域に大雨特別警報が発令され、丸森町筆甫地区においては降り始めからの総雨量が 500 ミリを超える状況にありました。午後 10 時頃、同地区において大規模な土砂崩れが発生したことから、角田消防署丸森出張所の消防ポンプ自動車が出動し、同町字欠入下地内において道路が冠水していたことから、隊長が下車し水深と路面状況を確認し走行しておりましたが、エンジン部が浸水し走行不能となったものであります。

また、日付が変わった翌 11 日午前 1 時 45 分頃、柴田町大字上川名字江崎地内において、自家用車が水没し脱出不能であるとの救助要請により出動した角田消防署の消防ポンプ自動車が、水深 30 センチメートルの冠水した道路を走行中、強い水流により車両が路肩に寄せられ、用水路に横転し走行不能となる事故が発生したものであります。

事故後の対応といたしましては、丸森隊は車両を安全な場所に移動し、欠入下地区住民の避難支援にあたり、柴田町の事案では、同時に出動しておりました柴田隊と大河原隊が水深 1 メートルまで浸水した車両から要救助者 1 名を無事に救出いたしております。走行不能となりました 2 台の車両につきましては、現在、ディーラーにおいて点検整備中であり、角田消防署及び丸森出張所には予備車を配備し、業務に支障がないよう対応しているところであります。

この度の事故については、大雨特別警報が発令された夜間と豪雨の状況下とは言え、安全確認と冷静な判断が欠けていたことが一因と考えられ、消防長に対し、より一層の安全運転管理体制の確立に努めるよう、強く指示したところであります。

次に、角田市の●●●●氏が原告となり、当組合に対して損害賠償を請求している裁判の経過についてであります。

先の議会定例会での報告後、2 度の裁判が行われ、7 月に行われた裁判では組合の主張を取りまとめた準備書面を提出しております。その内容といたしましては、本件土地購入に係る契約は議会の議決を要する契約であり、組合議会の議決を経ない限りいかなる法律効果も生じる余地がない。また、その他の損害賠償請求についても相当因果関係の範囲内の損害には含まれないので失当であるとするものです。

これに対し 9 月に行われた裁判では、原告から反論のための準備書面が提出されております。組合といたしましては、次回の裁判までに原告準備書面を検討し、反論を行うことになります。今後共、組合側弁護士と相談の上、組合の主張を述べて参ります。

次に、7 月議会定例会において報告しました(仮称)仙南クリーンセンター整備工事に係るインフレスライド協議の経過についてであります。

本年 5 月 28 日付けで工事受注者であります、株式会社神鋼環境ソリューションから工事請負契約書第 25 条第 6 項の規定に基づく請負代金額の変更について請求があり、その内容について精査を行って参りました。

その結果、契約締結日である平成 26 年 1 月 27 日時点とスライド基準日である本年 5 月 3

1日時点において、労務費、材料費及び労務費と材料費を含む材工共費において、東日本大震災に起因すると考えられる技能労働者及び資材の不足に伴う価格の高騰が確認されました。請求のあった3億7,872万8,240円に対し、287万9,956円につきましてはスライドの適用が認められないと判断し、スライド変更金額を3億7,584万8,284円と確定し、9月3日付けで受注者に対し協議を行い、その後、9月8日付けで受注者からスライド変更金額に異存がない旨の承諾を得たところであります。

のことから、スライド変更金額から受注者負担分を除いた工事請負代金額の追加分を盛り込んだ補正予算を編成し、本議会定例会に提案しておりますので、よろしくお取り計らい願いたいと思っているところであります。

次に、(仮称)仙南クリーンセンター整備工事に係る進捗状況についてであります。

現在の進捗状況につきましては、ごみピットを含む地下部分のコンクリート打設工事を完了し、9月から鉄骨建方工事に着手し、地上3階の一部まで施工しているところであります。

また、プラント工事の主要な機械設備であります誘引送風機と飛灰搬送コンベアの一部を地上1階に据え付けを終えているところであり、予定どおり順調に進捗しております。工事の進捗率につきましては、10月末時点で約25パーセントの出来高となる見込みとなっております。今後も(仮称)仙南クリーンセンターの進捗状況につきましては、機会あるごとに報告したいと考えておりますので、議員各位の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、平成27年度全国自作視聴覚教材コンクールの結果についてであります。

今年度は、全国から102作品の応募があり、当教材センターからは4作品を応募しております。このうち小学校部門で、紙芝居、雨乞いの壺、鹿島神社の伝説その2が入賞いたしました。制作者は、丸森町在住の●●●●氏、●●●●氏のお二人であります。

当教材センターでは、応募した他の3作品と併せて貸し出し出来る体制を整え、活用を図っております。

最後に、ふるさと市町村圏基金についてであります。

ふるさと市町村圏基金につきましては、平成23年度から平成27年度までの5か年の中期計画を策定し、AZ9事業を行ってきたところであります。これまで市場公募地方債を購入し運用を図って参りましたが、平成27年度において満期を迎えることから、その後の取り扱いについて、昨年度から広域行政事務主管課長会議、副市町長会議を開催して、協議を重ねて参りました。

その結果を受け、本年9月3日開催の理事会において、ふるさと市町村圏基金10億円の今後の取り扱いについては、構成市町の出資金9億円のうち8億円を構成市町に返還することとし、8億円返還後の2億円については、市場公募地方債等を購入し、運用を図ることで方針を決定いたしましたので御報告を申し上げます。今後は、2億円のふる

さと市町村圏基金からの運用益等を活用し、AZ 9 ジュニア・アクターズ養成事業等を実施して参ります。以上、御報告を申し上げます。

日程第6 第17号議案 教育委員会委員の任命について

○議長(海川正則君) 日程第6、第17号議案、教育委員会委員の任命についてを議題いたします。

ここで暫時休憩し、議員全員協議会を開きます。議員の方々は、議員控室に直ちにお集まり下さい。

午後3時21分 休憩

午後3時26分 再開

○議長(海川正則君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

第17号議案、教育委員会委員の任命について、提案理由の説明を求めます。

○理事長(風間康静君) はい、議長。

○議長(海川正則君) 風間理事長。

○理事長(風間康静君) はい。

第17号議案、教育委員会委員の任命について、提案理由の御説明を申し上げます。

当組合の教育委員会委員でありました菊地俊彦氏より平成27年9月30日をもって退職したい旨の申し出があり、教育委員会及び理事会において、これに同意いたしております。このため、当組合の教育委員に欠員が生じましたので、新たに角田市教育委員会教育長である佐山富夫氏を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

同氏は、長らく学校教育に従事され、本年10月から角田市教育委員会教育長の職にあり、社会教育、生涯教育の分野にも精通されており、人格高潔にして学術及び文化に高い識見を有しておりますので、当組合の視聴覚教育並びに仙南圏域の芸術文化を推進するには最適任の方と存じます。何とぞ、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長(海川正則君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。(「なし」の声あり)質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議会先例により討論を省略いたします。

直ちに採決に入れます。

只今、議題となっております第17号議案、教育委員会委員の任命については、これに同意することに、賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(海川正則君) 起立全員であります。

よって、第17号議案は、これに同意することに決定いたしました。

只今、教育委員会委員の任命に同意されました佐山富夫君から、挨拶したい旨の申し出がありますので、これを許します。佐山富夫君。

〔教育委員会委員 佐山富夫君 入場〕

○教育委員会委員(佐山富夫君) 本日、第227回仙南地域広域行政事務組合議会定例会の教育委員会委員の任命に際しまして、議員の皆様方の御同意を賜りました佐山富夫でございます。歴史ある議会と議員の皆様方に心から敬意を表すると共に、御礼を申し上げます。御同意を頂きましたからには、教育委員としての使命と責務を深く心にとくし、誠心誠意努力して参ります。

激しく移り変わる時代を背景に、教育の領域は見ずとも課題山積が当然のこととして語られるようになっています。教育委員会のあり方についても、法改正を伴って対処しなければならない程の状況にあります。その解決のためにには、より広い視野と長期スパンの将来構想に立たなければならぬと考えます。教育行政をつかさどる者として、身の引き締まる思いがいたします。仙南広域の代表である議員の皆様には、地域住民の心豊かで安心、安定感のある地域づくりと人づくりのために御助言御教示を賜りますようお願い申し上げ御挨拶とさせて頂きます。(拍手)

〔教育委員会委員 佐山富夫君 退場〕

日程第7 第18号議案 仙南地域広域行政事務組合個人情報保護条例の一部を
改正する条例について

○議長(海川正則君) 日程第7、第18号議案、仙南地域広域行政事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事長から提案理由の説明を求めます。

○理事長(風間康静君) はい、議長。

○議長(海川正則君) 風間理事長。

○理事長(風間康静君) はい。

第18号議案、仙南地域広域行政事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成25年5月に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法が制定され、本年10月5日に施行されております。番号法第31条では、地方公共団体に対して、個人番号をその内容に含む個人情報、特定個人情報の適正な管理について必要な措置を講じることが求められております。

このことから法律の趣旨を踏まえ、特定個人情報の適正な管理に向け、当該条例の一部改正を行うものであります。

詳細については、担当課長より説明いたさせますので、よろしく御審議賜りますよう

お願い申し上げます。

○議長(海川正則君) 続いて、詳細説明を求めます。阿部総務課長。

○総務課長(阿部和之君) はい。

組合個人情報保護条例の一部を改正する条例につきまして、理事長の命により詳細説明を申し上げます。それでは、参考資料の1ページ御覧願いたいと思います。

はい、参考資料の1ページ御覧願います。今回の条例改正では、施行日が異なる改正がありますことから、第1条と第2条に分けて改正を行っております。参考資料の1ページからが第1条関係の新旧対照表となっております。

第2条第2号を御覧願いたいと思います。番号法の施行に伴い、個人番号を含む個人情報である特定個人情報の定義を加えております。

次に第7条では、収集の制限について、個人情報から特定個人情報を除くとする改正を行い、第7条の2として、新たに特定個人情報の収集の制限に関する規定を加えております。番号法に該当する場合を除き、特定個人情報を収集し、又は保管してはならないとするものであります。

次のページになりますが、第8条、御覧頂きたいと思います。第8条では、利用及び提供の制限については、個人情報から特定個人情報を除くとする改正を行っております。

次に第8条の2といたしまして、新たに特定個人情報の提供の制限に関する規定を設けさせて頂いております。番号法に該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならないとするものであります。

次に3ページになりますが、第24条、御覧頂きたいと思います。第24条では、今回の改正で新たに第7条の2及び第8条の2の規定を設けたことによりまして、利用停止請求に加える改正を行っております。

その他、今回の改正に併せまして、必要な規定の整備を行っております。以上が、第1条関係でございます。市町村の場合とは異なりまして、当組合におきましては今すぐ特定個人情報を収集することがないことから、この第1条関係につきましては、本年11月1日から施行しようとするものであります。

次に、5ページからがマイナンバーの利用が開始される平成28年1月1日から施行する部分の一部を改正する条例でございます。こちらが第2条関係となっております。

現行の第8条の2を第8条の3といたしまして、第8条の2として新たに特定個人情報の目的外利用の制限に関する規定を加えております。

6ページの第24条になりますが、今回の改正で新たに第8条の2の規定を設けたことから条文の整理を行っております。

その他、今回の改正に併せまして、必要な規定の整備を行っております。

最後になりますが、附則の第2項におきまして、組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正を行っております。

第2条の第2号といたしまして、特定個人情報の定義を新たに追加したことによりま

して号ずれが生じました。このために当該条例の一部改正を行うものであります。

以上で、詳細説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(海川正則君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。(「なし」の声あり)質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。(「なし」の声あり)討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、第18号議案、仙南地域広域行政事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(海川正則君) 起立全員であります。

よって、第18号議案は原案のとおり可決しました。

日程第8 第19号議案 平成26年度仙南地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について

第20号議案 平成26年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長(海川正則君) 日程第8、第19号議案、平成26年度仙南地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について、及び第20号議案、平成26年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計歳入歳出決算の認定についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○理事長(風間康静君) はい、議長。

○議長(海川正則君) 風間理事長。

○理事長(風間康静君) はい。

第19号議案、平成26年度仙南地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について、及び第20号議案、平成26年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計歳入歳出決算の認定についての2議案であります。

詳細につきましては、会計管理者より説明いたさせますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(海川正則君) 加藤会計管理者、登壇、説明願います。

○会計管理者(加藤弘一君) はい。

それでは、理事長の命によりまして、第19号議案及び第20号議案、平成26年度の組

合一般会計、及び仙南芸術文化センター特別会計の決算につきまして、歳入歳出の款、項、目の区分に従い、決算の内容と実質収支に関する調書につきまして、御説明を申し上げます。

それでは、平成 26 年度の決算書の方、準備をお願いいたします。決算書の 2 ページ、3 ページをお願いいたします。一般会計の歳入決算でございます。

1 款、分担金及び負担金につきまして、48 億 5,615 万 8,400 円の決算でございます。内、市町からの負担金は 48 億 3,964 万 1,000 円で、一般会計の全歳入の 69.5 パーセントとなってございます。

2 款、使用料及び手数料につきましては、4 億 7,154 万 4,701 円の決算でございます。内、ごみ処理手数料、家庭ごみ処理手数料等、衛生関係が 4 億 6,698 万 4,209 円、約 99 パーセントを占めてございます。予算現額と収入済額を比較いたしますと 2,857 万 2,701 円の増で、主な要因としまして、各ごみ処理施設でのごみ処理手数料及び家庭ごみ処理手数料で増となってございます。

3 款、国庫支出金につきましては、10 億 5,401 万 9,560 円の決算でございます。(仮称)仙南クリーンセンター建設事業に伴う循環型社会形成推進交付金、これが主なものとなつてございます。

4 款、県支出金につきましては、4,347 万 5,639 円の決算でございます。消防の蔵王出張所及び丸森出張所に設置しました太陽光発電装置に充当した再生可能エネルギー導入補助金、これらが主なものとなつてございます。

5 款、財産収入につきましては、1 億 1,712 万 8,711 円の決算でございます。ふるさと市町村圏基金からの果実の収入、及び財産売払収入として仙南リサイクルセンター及び大河原衛生センターの資源回収物売払代、1 億 147 万 2,333 円が主なものとなつてございます。

6 款、繰入金につきましては、7,140 万円の決算でございます。財政調整基金からの繰り入れとなつてございます。

7 款、繰越金につきましては、7,409 万 2,710 円の決算でございます。前年度繰越金、及び平成 25 年度からの繰越事業であります(仮称)仙南クリーンセンター地元対策事業寄附金並びに消防関係の水槽付消防ポンプ自動車購入、丸森出張所庁舎建設費が主なものとなつてございます。

8 款、諸収入につきましては、1,945 万 18 円の決算でございます。主なものとしましては、県消防学校に教官として二人派遣しております職員の人件費の 1,403 万 6,797 円でございます。

9 款、組合債につきましては、2 億 4,830 万円の決算でございます。(仮称)仙南クリーンセンターの整備事業の他、衛生関係 1 件、消防関係では丸森出張所建設事業の他、4 事業によるものでございます。

以上、歳入合計で 69 億 5,556 万 9,739 円の収入済額となってございます。予算現額と比較しまして、2,884 万 9,739 円の増となったのは、主には手数料の収入の増によるものでございます。

続きまして、歳出決算でございます。4 ページ、5 ページをお願いいたします。

1 款、議会費は、1,893 万 3,410 円の決算でございます。4 回の定例会を開催いたしまして、執行率は 98.9 パーセントとなってございます。

2 款の総務費、2 億 678 万 4,604 円の決算でございます。定例会、臨時会合わせまして 14 回の理事会を開催いたしまして、執行率は 99.3 パーセントでございます。

3 款、民生費は、7,191 万 8,371 円の決算でございます。介護認定審査会は 303 回、市町村審査会は 22 回の開催となってございます。執行率は 97 パーセントでございます。

4 款、衛生費は、42 億 1,721 万 9,498 円の決算でございます。組合全体の支出の 62 パーセントを占めてございます。主な支出の内容につきましては、(仮称)仙南クリーンセンター整備事業が、26 年度から開始されたことによりまして 27 億 2,059 万 8,494 円の支出となってございます。

また、翌年度繰越額として仙南クリーンセンター地元対策事業費、寄附金でござりますけども 6,165 万 6,000 円を平成 27 年度に繰り越しをしてございます。

5 款、消防費でございます。19 億 7,064 万 5,320 円の決算でございます。組合全体の約 29 パーセントを占めてございます。主な支出の内容につきましては、川崎出張所、丸森出張所の太陽光発電装置の設置工事の施工によるもの、備品購入では高規格救急自動車、水槽付消防ポンプ自動車、消防指揮車等を更新しております。

また、繰越事業としましては、丸森出張所の消防庁舎建設事業を行ってございます。

6 款、教育費でございます。1 億 5,806 万 5,123 円の決算でございます。仙南芸術文化センター特別会計への繰出金 1 億 1,692 万 3,000 円が主なものでございます。

7 款、公債費につきましては、衛生関係 15 件、消防関係 41 件、合わせて 1 億 3,610 万 7,366 円の決算でございます。

歳出合計として、支出額は 67 億 7,967 万 3,692 円。翌年度繰越額が 6,165 万 6,000 円。不用額は 8,539 万 308 円で、執行率は 97.8 パーセントとなってございます。不用額が生じた費目は、予備費で 45.8 パーセント、衛生費では 40.8 パーセント、消防費では 7 パーセントとなってございます。

次に、実質収支に関する調書につきまして、76 ページをお願いいたします。

歳入総額は 69 億 5,557 万円でございます。歳出総額は 67 億 7,967 万 4,000 円でございます。歳入歳出差引額 1 億 7,589 万 6,000 円。翌年度へ繰越すべき財源としまして、(仮称)仙南クリーンセンター整備対策事業費で 6,165 万 6,000 円を繰越明許しております。実質収支額は 1 億 1,424 万円。この内、地方自治法第 233 条の 2 の規定による基金繰入額を 6,033 万 6,000 円としまして、残りの 5,390 万 4,000 円を次年度に繰り越すもので

ございます。

続きまして、仙南芸術文化センター特別会計の決算でございます。78 ページ、79 ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。歳入合計額では、収入済額 2 億 103 万 1,886 円で、予算現額と比較しますと、175 万 1,886 円の増となりました。主なものは、使用料及び手数料で増となったものでございます。

続きまして、歳出決算であります。80 ページ、81 ページをお願いいたします。

1 款、仙南芸術文化センター費、支出済額が 1 億 9,172 万 210 円で、執行率は 96.2 パーセントとなってございます。なお、不用額の主な要因としましては、実行委員会の各事業の経費を見直ししたこと。また、補助金が見込みより多かったために残額となってございます。

続きまして、実質収支に関する調書につきまして、96 ページをお願いいたします。

歳入総額は 2 億 103 万 2,000 円。歳出総額は 1 億 9,172 万円。歳入歳出差引額 931 万 2,000 円。翌年度へ繰越すべき財源はございませんので、実質収支額は同額となってございます。この内、地方自治法第 233 条の 2 の規定による基金繰入額を 500 万としまして、残り 431 万 2,000 円を次年度に繰り越すものでございます。

以上で、平成 26 年度組合一般会計及び仙南芸術文化センター特別会計の決算についての説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長(海川正則君) 提案理由の説明は終わりました。

この際、監査委員から審査に関する意見の開陳を求めます。佐藤代表監査委員、登壇願います。

○監査委員(佐藤長壽郎君) それでは、決算に対する審査意見を申し上げます。

地方自治法の規定に基づき、審査をいたしました。組合一般会計及び仙南芸術文化センター特別会計についてありますが、数字的な詳細につきましては、只今、会計管理者から申し上げましたので割愛させて頂きます。審査の対象についてありますが、平成 26 年度一般会計及び仙南芸術文化センター特別会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書等、関係書類一切の提示を求め、実施したところでございます。

審査の結果ですが、歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に準拠しており、計数は関係帳簿及び関係書類と照合した結果、誤りのないものと認めました。

また、各基金の運用状況を示す書類の計数につきましても、関係帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないものと認められましたので報告いたします。以上です。

○議長(海川正則君) 監査委員の審査に関する意見の開陳は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。(「なし」の声あり) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、第 19 号議案、平成 26 年度仙南地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本決算は原案のとおり認定することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(海川正則君) 起立全員であります。

よって、第 19 号議案は原案のとおり認定されました。

これより、第 20 号議案、平成 26 年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本決算は原案のとおり認定することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(海川正則君) 起立全員であります。

よって、第 20 号議案は原案のとおり認定されました。

日程第 9 第 21 号議案 平成 27 年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算(第 2 号)

第 22 号議案 平成 27 年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算(第 1 号)

○議長(海川正則君) 日程第 9 、第 21 号議案、平成 27 年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算(第 2 号)、及び第 22 号議案、平成 27 年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算(第 1 号)を一括議題といたします。

理事長から提案理由の説明を求めます。

○理事長(風間康静君) はい、議長。

○議長(海川正則君) 風間理事長。

○理事長(風間康静君) はい。

第 21 号議案、平成 27 年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算(第 2 号)、及び第 22 号議案、平成 27 年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算(第 1 号)の 2 議案について、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、一般会計補正予算ですが、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2 億 2,134 万円を追加し、予算の総額を 121 億 419 万 8,000 円にいたそうとするものであります。

補正予算の概要ですが、主に(仮称)仙南クリーンセンター整備事業に係るもの

であります。今回の補正予算については、先程、行政報告で説明した(仮称)仙南クリーンセンター整備工事に係るインフレスライド協議により、増額となる工事請負費を追加すると共に、財政調整基金からの繰入金を計上いたしております。

この財政調整基金からの繰入金は、本年2月議会定例会でお認め頂いた、平成26年度一般会計補正予算第3号に伴うもので、平成27年度の循環型社会形成推進交付金の減額が見込まれることから、平成26年度において前倒し申請を行い、交付された同交付金及び地方負担分として措置された震災復興特別交付税相当額を財政調整基金に積み立てておりましたので、本年度事業に充当するため、財政調整基金からの繰り入れを行うものであります。

これらのことから、震災復興特別交付税を含む分担金及び負担金、国庫補助金を減額し、地方債を増額しております。

次に、第2表、債務負担行為補正では、インフレスライド協議により増額となる(仮称)仙南クリーンセンター整備運営事業で、平成28年度分1億8,125万6,000円の債務負担行為を追加しております。

また、第3表、地方債補正では、(仮称)仙南クリーンセンター整備に係る平成27年度事業費の確定により衛生施設整備事業で630万円を増額し、限度額を8億850万円とするものであります。

次に、仙南芸術文化センター特別会計補正予算ですが、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,524万2,000円を追加し、予算の総額を1億5,936万9,000円にいたそうとするものであります。

補正の詳細については、担当課長より説明いたさせますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(海川正則君) 続いて、詳細説明を求めます。水戸企画財政課長。

○企画財政課長(水戸卓司君) はい。

それでは、理事長の命によりまして、詳細説明をさせて頂きます。

初めに、第21号議案、組合一般会計補正予算(第2号)です。補正予算書の1ページをお開き願います。

今回の補正予算ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億2,134万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ121億419万8,000円といったうとするものでございます。

8ページ、9ページをお願いいたします。歳入の補正予算となります。

1款、分担金及び負担金です。1項1目の市町負担金、4節、衛生費負担金で7,102万5,000円の減額となっております。こちらの内訳につきましては、震災復興特別交付税分が9,584万円の減、整備事業に係る市町負担金分が2,481万5,000円の増となってございます。

震災復興特別交付税が減額となりました理由といたしましては、先程、理事長からの

提案理由にもありましたとおり、(仮称)仙南クリーンセンター整備事業に係る平成27年度の循環型社会形成推進交付金が減額措置される見込みであったことから、平成26年度におきまして、前倒し申請を行い、既に交付金分と震災復興特別交付税分が措置されていることから、減額をいたすものでございます。

3款、国庫支出金では、平成27年度の循環型社会形成推進交付金ですが、只今の理由によりまして1億5,553万3,000円の減となっております。10ページ、11ページをお願いいたします。

6款1項1目、財政調整基金繰入金では、平成26年度(仮称)仙南クリーンセンター整備事業において、前倒し申請を行い、措置された交付金と震災復興特別交付税分については、財政調整基金の方に積み立てをしておりましたので、平成27年度事業費に充当すべく繰り入れを行うものでございます。

6款2項1目、特別会計繰入金では、仙南芸術文化センター特別会計からの70万円の繰り入れでございます。後の特別会計のところで御説明をいたします。

7款、繰越金につきましては、前年度繰越金に係る分でございます。12、13ページをお願いいたします。

8款、諸収入については、雑入といたしまして141万1,000円追加しております。これは仙南最終処分場覆蓋施設における電気料については、受注者負担となることから、その分を追加いたすものでございます。

9款、組合債では、(仮称)仙南クリーンセンター整備事業費の変更に伴い増額するものでございます。14、15ページをお願いします。歳出の補正予算となります。

1款、議会費では、1項1目10節の議長交際費において、平成27年度上半期に不測の支出があったことから、その分の3万円を増額補正するものでございます。

2款、総務費では、1項4目、企画費の25節、積立金に32万8,000円追加しております。こちらは、平成26年度分の組合広報誌印刷代剩余金を、ふるさと市町村圏基金に積み立てたすものでございます。16、17ページお願いいいたします。

4款、衛生費では、(仮称)仙南クリーンセンター整備事業に係る1億9,120万1,000円の追加の補正予算となっております。主な理由といたしましては、平成26年度において平成27年度分の交付金の前倒し申請を行ったこと、及びインフレスライド協議により事業費が変更となったこと、更に仙南最終処分場覆蓋施設に係る電気料の追加等々によりまして、事業費が変更となったものでございます。18、19ページお願いいいたします。

5款、消防費では、1項2目、消防施設費の13節、委託料に消防本部庁舎非常用発電装置改造設計委託料として186万2,000円を追加しております。こちらは、平成28年度において計画しております消防本部庁舎非常用発電装置改造工事に係る設計委託の分でございます。

6款、教育費では、3項1目、圏域活性化事業費において平成26年度ふるさと市町村

圏事業費の剩余金をふるさと市町村圏基金へ積み立てていたすものでございます。財源は繰越金からと特別会計からの繰入金となっております。20 ページ、21 ページをお願いいたします。

7 款、公債費でございます。(仮称)仙南クリーンセンター整備事業に係る平成 26 年度債の借入利率を 1.0 パーセントで見込んでおりましたが、0.5 パーセントで借入れとなりましたことから、その差額分を減額するものでございます。

8 款、予備費では、前年度繰越金を予備費に追加しております。

次に、第 2 表、債務負担行為補正、及び第 3 表、地方債補正ですが、理事長からの提案理由書のとおりでございますので説明は省略させて頂きます。以上が、一般会計の補正予算になります。

続きまして、27 ページをお願いいたします。第 22 号議案、仙南芸術文化センター特別会計補正予算(第 1 号)です。

今回の補正予算でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 2,524 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億 5,936 万 9,000 円といったそうとするものでございます。32、33 ページをお願いいたします。歳入の補正になります。

5 款、繰越金に、前年度繰越分 364 万 2,000 円を追加しております。

7 款、国庫支出金では、仙南芸術文化センター実行委員会の実施事業について、文化庁における事業の採択があったことから、文化庁からの補助金 2,160 万円を追加しております。続きまして、34、35 ページをお願いいたします。歳出の補正になります。

1 款、仙南芸術文化センター費は、1 項 1 目 19 節、負担金、補助及び交付金に実行委員会負担金として 2,160 万円を追加してございます。この財源につきましては、文化庁からの補助金を充てるものでございます。

28 節、繰出金では、前年度繰越金にふるさと市町村圏基金事業の剩余金 70 万円が含まれていることから、その分を一般会計に繰り出しし、同基金に積み立てするものでございます。こちらは、AZ 9 事業の一部に文化庁の補助金が採択されたことによるものでございます。

2 款、予備費につきましては、前年度繰越金分を追加しております。以上が、特別会計補正予算でございます。

以上で、第 21 号議案、第 22 議案の詳細説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(海川正則君) 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。(「なし」の声あり)質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。(「なし」の声あり)討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、第 21 号議案、平成 27 年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算(第 2 号)を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(海川正則君) 起立全員であります。

よって、第 21 号議案は原案のとおり可決されました。

これより、第 22 号議案、平成 27 年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算(第 1 号)を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(海川正則君) 起立全員であります。

よって、第 22 号議案は原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもちまして、第 227 回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を閉会いたします。

大変御苦労様でございました。

午後 4 時 12 分 閉会